

定款細則等に規定する理事長専決規程の考え方

★規程未整備の法人にあっては早急に整備すること。

① 「この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員」を除く職員の任免。

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

ポイント

定款例では、「施設の長他の重要な職員は、理事会において、選任及び解任する。」とあり、他の重要な職員の範囲については、後々のトラブル防止のため明確に規定すること。

② 業務執行理事が分担する業務の範囲

ポイント

業務執行理事についても、定款で定めるところにより、理事会にその職務の執行状況を報告する必要があり、分担執行する業務については、他の理事と比べても責任が大きいと考えられるので、分担執行する業務の範囲を明確に定めておく必要がある。

③ 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

④ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

ポイント

債権の免除・効力の変更については、頻繁な事例ではなく、取扱いに慎重を期すべきものとして、理事会専決とする考え方もある。

⑤ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

ポイント

予算の範囲内ののものであっても、金額によっては、事前に借入に係る契約先の決定を理事会専決とした方が望ましい。従って、金額の設定が妥当と思われる。

⑥ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

ポイント

一般的には、経理規程の入札にかけるべき金額以下については理事長専決としている。

⑦ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

(注3) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

ポイント

基本財産以外は運用財産であり、金額的に多額であるとは予定していないので、この条文となる。従って、基本財産以外の財産で金額的に多額である等の場合が想定されるのであれば、具体的に金額設定をして規定することが望ましい。

一般的には、固定資産の取得及び改良では支出を伴うものであるから、金額設定は経理規程の入札にかけるべき金額以下については理事長専決とする方法もある。

⑧ 予算上の予備費の支出

ポイント

ここは、金額設定が困難であるが、法人の意思で金額設定することが望ましい。

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。

⑪ 寄附金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

ポイント

ここは、金額設定が困難であるが、法人の意思で金額設定することが望ましい。